● 農業水利施設保全合理化事業

老朽施設の補修・更新，既存の水路の
保全・合理化整備を緊急実施【採択期間：平成 30 年度まで延長】

区分１　農業水利施設等整備事業

(1)用排水施設整備事業・・農業用用排水施設の新設，廃止又は変更
(2)暗渠排水事業・・・・・完全暗渠，補助暗渠，補水渠の新設，変更
(3)客土事業・・・・・・・農用地につき行う客土
(4)区画整理事業・・・・・農用地の区画形質の変更

事業要件：農用地利用集積の計画が必要，受益面積２０ha 以上
補助率等：国 50～55%　，　事業主体：県

区分２　農地集積促進事業

(1)高度土地利用調整事業
ア指　導　事　業・・・・・・・・都道府県が行う普及・指導活動
イ調査・調整事業・・・・・・・・関係機関との調整等調査・調整活動
(2)中心経営体農地集積促進事業・・中心経営体への農用地の集積に向けた促進支援
(3)耕地利用高度化推進事業・・・・営農上支障となる湧水処理及び不陸均平，暗渠の維持管理

事業要件：区分１の(1)または(2)と関連して行うものに限る
補助率等：国 50～55%
事業主体：県　ただし，(1)ア　土地改良連合会，土地改良区(1)イ　市町・土地改良区・農協，(2)(3)市町，土地改良区とすることができる

区分３　水利用再編促進事業

(1)水利用調整事業・・・・・・水利使用の見直し，環境用水等の用水の質的向上の支援
(2)水利用高度化推進事業・・・地域用水機能等を維持・増進する活動支援
(3)施設計画策定事業・・・・・整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握，概略設計
(4)管理省力化施設整備事業・・水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備
(5)機能保全計画策定事業・・・農業用用排水施設の機能診断及び保全計画の策定

事業要件：(3)施設計画策定事業，(4)管理省力化施設整備事業　は　事業費 200 万円以上
(5)機能保全計画策定事業　は　末端支配面積１０ha 以上
補助率等：国 50～55%，(3)施設計画策定事業，(5)機能保全計画策定事業　は【定額】
事業主体：県・市町・土地改良区　等

＜事業内容＞

(4)管理省力化施設整備事業
給水栓，ゲート，分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用用排水施設の整備，並びに水管理施設，維持管理施設，安全施設等の農業用用排水施設に附帯する施設の整備

＜農業用用排水施設に附帯する施設整備の例＞

【除塵機】

【安全施設】

(5)機能保全計画策定事業
施設の現況調査や劣化度合いの測定等により，対策工法・対策時期・対策概略費用などの施設保全計画を策定

担当窓口：技術支援課
電　話：０８２－５０２－７４７３